

# 土地・家屋価格等

## 縦覧帳簿を縦覧できます

市は、平成20年度の固定資産縦覧帳簿を、資産税グループ(市役所本庁舎2階)0798・35・3269)、塩瀬・山口支所内の税務管理グループ(0797・61・0048)で縦覧

【縦覧帳簿記載項目】土地：所在、地番、地目、地積、価格(評価額)▽家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格(評価額)

【縦覧対象者】固定資産税の納税義務者(所有者)かその代理人

# 固定資産課税台帳の閲覧等

固定資産課税台帳の閲覧および価格等の証明については、縦覧期間に限らずいつでも、納税義務者本人のほか、土地・家屋の借地・借家人等の人、関係する固定資産の課税台帳の閲覧や証明書を受け取ることができ

ます。平成20年度課税分は4月1日からの(土・日曜、祝日、年末年始を除く)午前9時から午後5時半まで、閲覧や証明書を受け取ることができます。

# 国民健康保険

## 就職・進学などにもなう 手続きをお忘れなく

これから迎える就職・進学の季節に必要な国民健康保険(以下「国保」)の加入・脱退等の手続きについてご案内します。

転出後や会社の健康保険加入後に本市の国民健康保険に加入する場合は、後で保険給付を受けたい金額を本市に返還し、あらためて新しく加入した健康保険に請求するなどの面倒な手続きが必要になります。このようにならないためには、必ず新しい保険証(受診)へ

また、転入したときや会社の健康保険を脱退したときは、2週間以内に国保への加入手続きをしてください(事前の申請は受付できません)。なお、加入手続きが遅れた場合は、以前の健康保険の資格がなくなった日まで最長2年間さかのぼって国保へ加入していただくことになります。保険料もかかりますのでご注意ください。問合せは国民健康保険グループ(0798・35・3117)へ。

# 固定資産の縦覧など

平成20年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧や固定資産税の課税特例などについてお知らせします。

## 住宅用地の課税標準の特例について

居住用家屋の敷地(住宅用地)については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています(下表参照)。

住宅用地の特例は、固定資産税の賦課期日である1月1日において、住宅用家屋(人の居住

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (住宅用地のうち、 一戸あたり200㎡ までの部分)	価格の 6分の1	価格の 3分の1
一般住宅用地 (住宅用地のうち、 一戸あたり200㎡ を超える部分)	価格の 3分の1	価格の 3分の2

この特例措置は、原則として当該土地が1月1日に住宅用家

## 震災被災住宅用地 課税標準の特例の終了について

阪神・淡路大震災にかかる被災住宅用地の課税標準の特例措置は平成19年度で終了しました。19年度にこの特例の適用を受けていた土地は、20年度からの固定資産税・都市計画税の税額が

大幅に増えます。なお、西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の施行地区内の土地は、22年度までの特例を適用します。問合せは資産税グループ(0798・35・3221)へ。

## 固定資産税などを軽減します

市は、西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の施行地区内において、震災により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の代わりに取得した家屋(代替家屋)の固定資産税と都市計画税を軽減します。代替家屋は平成7年1月17日から22年3月31日まで取得したものに限り、適用期間はその取得後6年間

【軽減内容】代替家屋にかかる税額のうち、被災家屋の課税床面積相当分について最初の4年度間は2分の1、その後2年度間は3分の1を減額。適用期間は代替家屋の取得後6年間

【適用要件など】①被災家屋

### 軽自動車税

軽自動車や原動機付自転車等をすでに所有していない人で、廃車や譲渡の手続きをしていない

場合は、3月中に手続きを済ませてください。手続きのない場合は、平成20年度も軽自動車税が課税されます。問合せは税務管理グループ(0798・35・3209)へ。

### 《会社の健康保険に加入したとき》

①国民健康保険証、②新しく加入した会社の健康保険証、③認印が必要。※会社の健康保険に加入しても、国保から自動的に脱退になるわけではありませんのでご注意ください

《会社の健康保険の扶養家族でなくなったとき》  
他の健康保険に加入できない限り、国保への加入が必要です。手続きには、前記「会社を退職したとき」と同様のものが必要。

《他市へ転出したとき》  
転出届の提出後、必ず本市の国保からの脱退手続きをしてください。手続きには、①国民健康保険証、②認印が必要です。転出先では転入届の提出とともに

《就学のために他市へ転出したとき》  
大学などへの進学で他市へ転出するときは申請が必要です。手続きには、①国民健康保険証、②認印、③合格通知書または在学証明書が必要です。

同証明書発行時には、従業員の皆さんに2週間以内に国保への加入手続きを行うようご案内をお願いします。また、従業員の皆さんの退職のときには、健康保険の任意継続制度のご案内もあわせてお願います。

### ◆事業主の皆さんへ◆

事業主の皆さんには、従業員やその扶養家族が健康保険を脱退し、国民健康保険に加入する際に「健康保険資格喪失証明書」を発行していただいています。